

## 議案第6号

### 新座市障がい者福祉センター条例の一部を改正する条例

新座市障がい者福祉センター条例（平成5年新座市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(利用料等) 第13条 [略] 2 第8条第2項に規定する者は、第4条第2号に規定する事業を利用するときは、法第29条第3項第1号に規定する <u>主務大臣</u> が定める基準により算定した費用の額を利用料として納付しなければならない。 3～5 [略]	(利用料等) 第13条 [略] 2 第8条第2項に規定する者は、第4条第2号に規定する事業を利用するときは、法第29条第3項第1号に規定する <u>厚生労働大臣</u> が定める基準により算定した費用の額を利用料として納付しなければならない。 3～5 [略]

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月20日提出

新座市長 並 木 傑

#### 提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。